

京都市上下水道局管理規程第28号

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程
水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。
別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記様式第1号 (第10条関係)

(横8センチメートル, 縦4.7センチメートル)

(表)

No. _____	
	水道メーター点検事務従事者証
写 真	受託業者名 _____
	従事者氏名 _____
	有効期間 _____
	京都市公営企業管理者上下水道局長

(裏)

1. この証票は, 水道メーターの点検事務を行うときは, 必ず携帯しなければならない。
2. この証票は, 関係者の請求があったときは, いつでも提示しなければならない。
3. この証票は, 他人に貸与し, 又は譲渡してはならない。
4. この証票は, 有効期間が満了し, 又は水道メーターの点検事務に従事することがなくなったときは, 直ちに返納しなければならない。

別記様式第2号（第10条関係）

（横8センチメートル，縦4.7センチメートル）

（表）

No. _____	
井戸汚水等排出量認定事務従事者証	
写 真	受託業者名 _____
	従事者氏名 _____
	有効期間 _____
京都市公営企業管理者上下水道局長	

（裏）

- 1 この証票は，井戸汚水等の排出量認定事務を行うときは，必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は，関係者の請求があったときは，いつでも提示しなければならない。
- 3 この証票は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。
- 4 この証票は，有効期間が満了し，又は井戸汚水等の排出量認定事務に従事することがなくなったときは，直ちに返納しなければならない。

別記様式第3号 (第10条関係)

(横8センチメートル, 縦4.7センチメートル)

(表)

No
水道料金等集金事務従事者証	
写 真	受託業者名
	従事者氏名
	有効期間
京都市公営企業管理者上下水道局長	

(裏)

- 1 この証票は, 水道料金等の集金事務を行うときは, 必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は, 関係者の請求があったときは, いつでも提示しなければならない。
- 3 この証票は, 他人に貸与し, 又は譲渡してはならない。
- 4 この証票は, 有効期間が満了し, 又は水道料金等の集金事務に従事することがなくなったときは, 直ちに返納しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部営業課)